令和８年度　指定管理者選定スケジュール

実施日	市議会日程	業務日程	事務
5月1日		指定管理者所管課へ事務連絡発出 （募集要項・仕様書・選定基準の作成依頼）	（契約管財課） 所管課
6月5日		募集要項・仕様書・選定基準の提出	所管課
5月上旬～ 6月下旬		選定委員（外部委員）の選出･決定	契約管財課
7月下旬		第１回委員会資料事前配布（募集要項（案）等）	
8月5日		**第１回指定管理者候補者選定委員会の実施（委嘱）**	契約管財課
		（指定管理者制度及びスケジュールの説明） （募集要項（案）の審査・決定）	（所管課）
		※１回で終わらない場合、必要に応じて実施	
【以下予定】			
8月27日～ 9月25日		指定管理者募集開始（期間１ヵ月間程度） （ホームページ掲載、新聞に掲載、広報9/1号掲載予定）	契約管財課 （所管課）
9月下旬～ 10月中旬		指定管理者募集締切後申請書類内容点検	所管課 （契約管財課）
10月中旬～ 下旬		**第２回指定管理者候補者選定委員会の実施**	契約管財課
		（候補者プレゼンテーションの実施・審査・採点・選定）	（所管課）
		※１回で終わらない場合、必要に応じて実施	
10月下旬～ 11月上旬		指定管理者候補者の選定結果の通知　（応募者全員）	所管課
10月下旬～ 11月下旬		議会（常任委員会）資料の作成	所管課
11月下旬	第4回市議会 定例会開会	指定管理者指定に関する議案の議会提出	所管課
12月中旬～ 下旬	定例会閉会	指定管理者指定の議会の議決	
12月下旬		指定管理者の指定通知、告示	所管課
12月下旬		指定管理者と協定書の締結	所管課
1月～3月		事務事業の引継（指定管理者が変更となった場合）	所管課
2月中旬～		指定管理者による管理運営のお知らせ （広報3/1号、ホームページ及び各施設）	契約管財課 （所管課）

制度活用基本方針
H17.5.17市長決裁
(H15.9.2自治法改正)
・制度の概要
・基本的な考え方
・活用の手順

→

指定手続条例
H17.6.21条例第18号
・募集する
・申請する
・選定→結果通知
・議会議決→指定
・選定委員会設置

→

指定手続事務取扱要綱
H20.5.23市長決裁（H5.4.1外一部改正）
・募集(募集要項策定する)
・申請(申請書、資格証書、事業計画書、収支計画書、財務諸表等)
・選定(委員会、方式、基準、結果通知)
・議会議決→指定、告示、協定締結
・事業報告、モニタリング評価

→

募集要項
・施設概要・申請資格
・申請期間・必要書類
・選定基準・管理基準
・管理業務の範囲・利用料金
・指定期間・リスク負担
・管理経費・説明会
・質問、回答
・選定、指定・協定・他

副市長から委嘱状交付 → ・指定管理者制度 ・スケジュール説明 → ・会議の公開非公開の決定（情報公開条例第20条） ・募集方法（条例・方針により公募施設） → 募集要項 ・対象施設の概要 ・選定基準(案)の説明 ／ 募集要項（選定基準）審　査

募集要項（選定基準）審　査
・施設の概要　・申請資格　・申請期間　・必要書類
・選定基準　・管理基準　・管理範囲、内容　・利用料金
・指定期間　・その他

→ **審議事項**

指定期間の設定
評価項目及び配点の設定
申請資格基準の設定
その他

申請書類・内容確認

募集結果説明
候補者プレゼンテーション（ヒアリング）
選定理由調整

→

候補者審査・採点
審　査（選　定）

採点の方法

・ プレゼンの後に個々の委員の仮採点を行う。
・ 採点の理由を議論し協議により決定する。
・ 評価項目ごとに評価結果を明記し、選定理由を明確にする。

・委員長も採点する

委員任期満了

このスケジュールは、7月27日現在、契約管財課で計画した日程ですので、今後の議会日程、選定委員会審議状況によりまして、変更となることが十分考えられますので、臨機の対応をお願いいたします。（選定委員会は、2～3回程度の開催を予定しておりますが、審議状況等により開催回数についても変更となる場合があります。）